

## 神戸市保健医療審議会規則

昭和 53 年 12 月 20 日

規則第 104 号

## (趣 旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月条例第 36 号）第 2 条の規定に基づき、神戸市保健医療審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組 織)

第 2 条 審議会は、委員 45 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- ① 学識経験のある者
- ② 保健医療関係者
- ③ 民間各種団体の代表者
- ④ 市会議員
- ⑤ 関係行政機関の職員
- ⑥ 市職員（神戸市職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月条例第 8 号）第 3 条第 1 項第 4 号アに規定する医療職給料表①の適用を受ける職員に限る。）

## (任 期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## (専門部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、審議会から付議された事項を所掌する。
- 3 専門部会は、会長の指名する委員及び学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する専門委員で組織する。
- 4 専門委員は、当該専門部会に付議された事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

- 5 専門部会に部会長を置き、部会長は、専門部会の委員及び専門委員の互選により選任する。
- 6 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 7 部会長は、専門部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(幹事)

第7条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、会長又は部会長の命を受けて、審議会及び専門部会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(専門分科会)

第8条 審議会に、次の表の左欄に掲げる専門分科会を置き、これらの専門分科会の担任する事務は、審議会の担任する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	担任する事務
保健所運営専門分科会	本市の保健医療に関する重要事項（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所及び同法第18条第1項に規定する市町村保健センターの行う事業に係るものに限る。）及び保健所の運営に関する事項のうち審議会から委任されたものについての調査審議に関する事務
医療専門分科会	本市の保健医療に関する重要事項のうち、審議会から委任されたものについての調査審議に関する事務

- 2 専門分科会は、会長の指名する委員及び学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱し、又は任命する分科会委員で組織する。
- 3 専門分科会に分科会長を置き、専門分科会が必要であると認めるときは副分科会長を置くことができる。
- 4 分科会長及び副分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選により選任する。
- 5 分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長は、専門分科会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 7 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の議決をもって審議会の議決とする。

(庶務)

第9条 審議会、専門部会及び専門分科会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(施行細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年12月27日から施行する。

附 則（昭和55年5月30日規則第37号）

この規則は、昭和55年6月5日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第7号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日規則第 100 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の第 2 条第 2 項の規定により委嘱され、又は任命された委員は、改正後の同項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 43 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 神戸市保健医療審議会運営要綱

平成 12 年 5 月 11 日

審議会会長決定

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市保健医療審議会規則（昭和 53 年 12 月規則第 104 号）第 9 条の規定に基づき、神戸市保健医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会は、次の定数の委員で組織する。

- (1) 保健所運営専門分科会 定数 25 名以内
  - (2) 医療専門分科会 定数 20 名以内
- 2 第 1 項の各号に掲げる専門分科会への委任事務は、別表に掲げるとおりとする。
  - 3 専門分科会は、分科会長が招集する。
  - 4 専門分科会は、分科会に属する委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 5 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、分科会長の決すところによる。
  - 6 この要綱に定めるもののほか、専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会が定める。

(会議等の公開)

第 3 条 審議会、専門部会及び専門分科会（以下「審議会等」という。）の会議は、これを公開する。但し、審議会等のそれぞれの決議により公開しないことができる。

- 2 前項の規定により会議を公開するときは、開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。
- 3 公開・非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という）を作成する。
- 4 会議で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは公開する。但し個人情報等公にしないことが適当と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない。

(関係者の出席)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定は、専門部会及び専門分科会に準用する。この場合、「会長」とあるのを「部会長」又は「分科会長」と読み替える。

(参 与)

第 5 条 審議会に参与を置く。

- 2 参与は、幹事のうちから会長が指名する。
- 3 参与は、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(代表幹事)

第6条 審議会に代表幹事を置く。

2 代表幹事は、幹事のうちから会長が指名する。

3 代表幹事は、審議会等の所掌事務について委員を補佐する。

附 則 この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成28年11月4日より施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

1. 保健所運営専門分科会

- ①地域保健法第11条に定められた保健所の運営に関する事（保健所の所管区域内の地域保健に関する事項は除く。）
- ②重要感染症発生時の対策に関する事
- ③感染症の情報の収集や予防対策に関する事

2. 医療専門分科会

- ①「病院及び診療所の開設・増床許可等事務に関する事前協議事務処理要領」（平成 29 年 4 月 1 日，神戸市）の規定による，関係者との調整に関する事
- ②「地域医療支援病院名称承認等事務に関する事前協議事務処理要領」（平成 11 年 1 月 12 日，兵庫県）の規定による，関係者との調整に関する事
- ③「生活習慣病疾病別地域医療システムの整備推進について」（平成 14 年 6 月 20 日，兵庫県）に基づく，関係者との調整に関する事
- ④「地域災害救急医療マニュアルの策定について」（平成 14 年 7 月 10 日，兵庫県）に基づく，関係者との調整に関する事
- ⑤「救急業務の高度化の推進について」（平成 13 年 7 月 4 日，消防庁）及び「病院前救護体制の確立について」（平成 13 年 7 月 4 日，厚生労働省）に基づく，関係者との調整に関する事
- ⑥「兵庫県周産期母子医療センター指定等要領」（平成 24 年 6 月 1 日，兵庫県）の規定による，関係者との調整に関する事
- ⑦「神戸市認知症疾患医療センター検討委員会運営要領」（平成 28 年 11 月 4 日，神戸市）の規定による，関係者との調整に関する事
- ⑧その他，神戸圏域における医療に係る関係者との調整に関する事